

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2018年6月29日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届出ましたのでお知らせします。

当社は、本日届出た防災業務計画を届出と同時に施行しています。

この防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画であり、修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の概要

今回は本店緊急事態対策本部の体制見直し等に伴い、防災業務計画の修正をおこないました。修正の概要は以下のとおりです。

- (1) 本店緊急事態対策本部の体制見直しに伴う修正
 - ① 各班の統括者の設置
 - ② PAZ(注1)避難支援グループの設置
- (2) 警戒事態(注2)に該当する事象の追加に伴う修正
 - ・警戒事態に該当する事象に原子力規制委員会が警戒事態を判断した場合を追加
- (3) その他記載の適正化

参考 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

注1 PAZ(Precautionary Action Zone)とは、予防的防護措置を準備する区域のことであり、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性などを踏まえ、避難や屋内退避などを準備する区域。
静岡県の場合、御前崎市の全域と発電所から概ね5km圏内の牧之原市の一部区域が対象。

注2 警戒事態とは、判断した時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難などの防護措置の準備を開始する必要がある段階の事象。

以上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の内容について

防災業務計画の章立てと各章の記載内容は以下のとおりです。

(以下の下線部の項目について必要な修正をおこなっています。)

章立て	内 容
第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 定義 第3節 計画の基本構想 第4節 計画の運用 第5節 計画の修正
第2章 原子力災害事前対策の実施	第1節 防災体制 第2節 組織の運営 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備 第5節 <u>原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</u> 第6節 防災教育の実施 第7節 防災訓練の実施 第8節 関係機関との連携 第9節 周辺住民に対する平時の広報活動
第3章 緊急事態応急対策他の実施	第1節 <u>連絡及び通報</u> 第2節 応急措置の実施 第3節 <u>緊急事態応急対策</u>
第4章 原子力災害中長期対策	第1節 緊急体制の解除 第2節 中長期対策の計画等 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等
第5章 その他	第1節 他の原子力事業者への協力

以 上